

産業建設常任委員会委員長報告

(24 . 3 . 29)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告します。

まず、第3号議案 平成24年度亀岡市簡易水道事業特別会計予算は、施設維持管理経費の配水管布設替工事等が主なものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第5号議案 平成24年度亀岡市地域下水道事業特別会計予算は、川東地区における農業集落排水事業、川東浄化センターでの太陽光発電システム導入などの施設建設経費や馬路町における水洗化促進経費等が主なものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第9号議案 平成24年度亀岡市上水道事業会計予算は、平成25年度の事業完成に向けて引き続き実施する畑野町の水道未普及地域解消事業に係る送・配水管布設工事、千代川浄水場、湯井配水池の耐震補強工事等が主なものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 10 号議案 平成 24 年度亀岡市下水道事業会計予算は、蕨田野町、曾我部町を中心とした污水管渠整備、年谷浄化センターの改築工事等を引き続き実施しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 45 号議案 亀岡市営住宅管理条例の一部改正については、公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅への入居者資格の規程整備を図り、また、配偶者からの暴力を受けた被害者及び犯罪被害者等を市営住宅へ優先入居できるようにしようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 46 号議案 亀岡市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正については、公営企業法の一部改正に伴い、水道事業及び下水道事業に係る利益及び資本剰余金の処分の方法を定めようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 55 号議案 亀岡市企業立地促進条例の一部改正については、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、指定工

場等の要件を改正しようとするものであります。

採決に先立ち、要件の緩和により市内の中小企業についても立地を促進し、さらなる正規雇用の創出を期待するとの賛成討論があり、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第５６号議案 財産の無償貸付については、旭町に所有する面積２，５４１㎡の土地について、地元主体の農業振興交流施設の整備に係る用地として旭町自治会に無償貸付しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第５７号議案 土地改良事業（災害復旧事業）の施行については、昨年９月に発生した台風１５号豪雨災害により被害を受けた農業用施設の災害復旧事業を行うものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第５８号議案 市道路線の認定については、開発に伴うものなど３路線を認定しようとするものであり、別段異論なく、

採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、本常任委員会に付託されました請願について、審査経過と結果を報告いたします。

受理番号 2 亀岡市水道未普及地域解消事業分担金条例に関し
相対的貧困世帯に対する救済を求める請願についてであります
が、賛成討論として、畑野町住民にとって生活の要となる水を保障することは市の責任であり、受益者負担を原則とする公営企業であっても、そのしくみを見直す中で救済規定を講じるべきとの指摘がありました。

反対討論としては、受益者負担の公平性の観点から市全体の水道事業として取り扱うべきものであり、減免等の救済措置は適当とはいえない。また給水に向けた事業推進には地元自治会、運営管理委員会を中心に努力されてきた経過があることから、自治会等と一体となって協議すべきである。分割納付など特段の配慮もなされており、個々の相談には行政においても十分誠意ある対応をすべきであるなどの指摘がありました。

採決の結果は賛成者少数により不採択と決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。